科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 29 年 6 月 18 日現在

機関番号: 12102

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2016

課題番号: 26381062

研究課題名(和文)スイスにおける幼児教育義務化の論理と制度に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Arguments and System of Compulsory Infant Schools in Switzerland

研究代表者

藤井 穂高 (FUJII, Hodaka)

筑波大学・人間系・教授

研究者番号:50238531

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文):本研究では2007年にスイス州公教育長会議において2年間の幼児学校就学義務が協定として締結されたことに着目し、次の4点、すなわち、 義務化の制度、 義務化の経緯、 義務化の政策意図、 義務化の論拠を明らかにした。このうち、義務化の論拠については、当初は基礎期の議論が中心であり義務化は課題とされており、2001年においても就学義務より基礎期による早くからの選抜の回避が主眼とされていたこと、それが2003年になるとPISAの影響により義務化の議論が幼児学校の普遍化、機会均等の原則を論拠として重視され、最終的に2006年により機会均等の重視に基づく義務化の議論として決着することを明らかにした。

研究成果の概要(英文): In this research, we have examend arguments and system of compulsory infant school in Switzerland. At first, when Swiss Conference of Cantonal Ministers of Education has started discussion of infant school, reform of elementary level(which means education 4 to 8 years old) is main target. But from 2003, because of PISA schock, Swiss Conference has begun to examine to make infant school compulsory. And at last in 2006 They decides to make infant school compulsory because by universalizing infant school, it will provide all infants the same chance to education.

研究分野: 教育制度

キーワード: スイス 幼児教育 幼児学校 義務化 基礎期

1.研究開始当初の背景

わが国の改正教育基本法において「幼児期 の教育」は「生涯にわたる人格形成の基礎を 培う重要なものである」と明記されている (11条)。同法の逐条解説書によると、この 条文は「幼児期の教育が、生涯にわたる人格 の形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割 を担っていることを端的に示すものである」 (教育基本法研究会『逐条解説 改正教育基 本法』第一法規、2007:144)。このように、 すべての幼児が力強いスタートを切れるよ う、幼児教育がその基礎を培う普遍的な役割 を担うものであるならば、一人ひとりの幼児 にその機会を実質的に保障すべく制度的な 措置が講じられるはずではないのか。義務化 はその究極の形態である。以上が、本研究の 着想の出発点である。

わが国においても、幼児教育の義務化論は、 竹内通夫の著作 (『現代幼児教育論史』風媒 社、1981年)が丁寧に跡付けているように、 戦後教育改革期から 1971 年の中教審答申(い わゆる「幼年学校」構想)の後くらいまで、 盛んに議論されていた。ところが、今日では 政策的にも研究的にもほとんど取り上げら れることはない。たとえば、近年の文部科学 省「今後の幼児教育の振興方策に関する研究 会」の中間報告(2009年)において、「義務 教育化」が取り上げられてはいるものの、「義 務化」は「保護者が幼児を施設に通わせずに 教育を行うことを一律に否定して、施設での 教育を制度として義務付けること」と理解さ れており、「諸外国において幼児教育(小学 校就学前教育)を無償化している場合におい ても、一般に義務教育化はされていない」な どの理由から、今後の課題として先送りされ ている。

しかし、諸外国のなかには、幼児教育の義務化を実施している国もある。Eurydice の資料「ヨーロッパの義務教育 2012/13」(Compulsory Education in Europe 2012/13, Eurydice-Facts and Figures)によると、34か国中、ルクセンブルク、イギリスの北アイルランド、そしてスイスの3か国が4歳から義務教育を開始している。このうちスイスは近年(2007年)州公教育長会議(EDK/CDIP)において、「義務教育の協調に関する州際合意」(通称「HarmoS協定」)が締結され、幼児学校に2年間通うことを義務とすること、義務教育は幼児学校も含む11年間とするなどの大胆な改革が行われた。

2. 研究の目的

本研究「スイスにおける幼児教育義務化の論理と制度に関する基礎的研究」では、2007年にスイス州公教育長会議において2年間の幼児学校就学義務が協定として締結されたことに着目し、次の2点を研究目的とする。

第1は、スイスにおける「幼児教育義務化」 の協定締結の過程を分析し、なぜ義務化され たのか、その課題認識及び論理構成を明らか にすることである。

第2は、義務教育の制度的内容について、 義務の対象(誰に対する義務なのか)、内容 (何の義務なのか) 程度(どの程度の規制 力があるのか)などを明らかにすることであ る。第2の点については、スイス連邦の州ご との多様性に着目し、典型的な州の取組を分 析する。

以上を通して、幼児教育の義務化という課題を比較検討するための素材をわが国に提供することができる。

3.研究の方法

研究目的を達成するために、研究の視点と 義務化の前提条件(わが国の現状か らはこの点も重要である) 義務化の論理 義務化に先行した「4歳~8歳」の 「基礎期」の意義と内容、 義務教育制度化 の具体的内実の4点を設定する。連邦レベル については、スイス州公教育長会議の様々な 報告書等を収集するとともに、同会議事務局 に訪問調査を行う。また、州レベルでは、2 年間の幼児学校義務化を実現した州、1年間 の義務化に限定した州、協定を否決した州を 取り上げ、各州の審議過程の分析とともに訪 問調査を行い、その制度の実際を明らかにす る。併せて幼児教育の保障のあり方について 類型化を試みる。なお、スイスでは4種の公 用語があるが、ドイツ語とフランス語で1州 を除く各州の情報は収集できるため、これま でフランスとドイツの幼児教育、家庭教育等 を研究していた2人の教育制度研究者で研究 体制を組織した。

4. 研究成果

(1)1年目の研究成果

1年目は研究の前提作業として、スイスにおける幼児教育、初等教育、義務教育に関する先行研究を収集するとともに、各州の改革動向に関する資料を調査した。

また、幼児教育の義務化に関する議論の過程を追う中で、義務化の前提として市町村の就学前教育機関の設置義務化が進んでいたこと、あるいは幼児の教育を受ける権利が明文化されていたこと、そして、幼児教育にふさわしい義務化の在り方として義務化と柔軟化を表裏一体の原則としている点などを明らかにした。

さらに、スイスにおける憲法改正による教育制度統一化の動向と、「義務教育学校の協調に関する州間協定」(HarmoS協定)とその後の改革の現状を整理したうえで、オプヴァルテン州を事例として HarmoS協定への参加について態度保留を決定した理由を明らかにした。

(2)2年目の研究成果

2 年目はスイス各州での改革動向及びその論理に関する研究を行った。

まず、フランス語圏では、フリブール州を

事例として取り上げ、2 年制の幼児学校への 就学を義務化するに至った経緯と論理を明 らかにした。このうち、2 年制の幼児学校の 義務化の論理として、「すべての児童」への 教育の機会均等の理念とともに、とりわけ恵 まれない環境に置かれている児童への積極 的な教育の提供、その際に個別の必要に応じ た多様な教育や特に言語教育の必要性を挙 げることができる。

一方、ドイツ語圏については、平成 27 年 8 月 24 日~9 月 11 日に現地調査を行った。対象州はチューリッヒ、アールガウ、ルツェルン、ニトヴァルデン、インナーローデンの 5 州で、アッペンツェル・インナーローデン州では HarmoS 協定に関するインタビュー調査を実施した。

スイスの教育改革の主軸となっている HarmoS 協定の進行状況は、州の態度表明を見る限り、州間で大きく異なっている。しかし、 HarmoS 協定に対し、不参加、あるいは保留の 意思表示をしている州であっても多くの部分で HarmoS 協定に沿った独自の教育改革が 実施されていた。とりわけ改革が難航してい る言語教育に関するカリキュラム改革には、 各州の職業構造や後期中等教育において職 業訓練を選択する生徒の割合等が影響していることが明らかとなった。

(3)3年目の研究成果

3年目は、研究のまとめとして、スイスにおける幼児教育義務化の制度と論理を次のようにまとめた。

まず第1に、義務化の制度について整理した。スイスの幼児教育の義務化は、就学年齢の4歳への引き下げによるものであり、逆に言えば規定されていることはその点のみである。また、就学率や HarmoS 協定の承認の州の数の動向について、CDIP の 2015 年報告書をもとにまとめた。

第2に、義務化の経緯については、各州間の調和の必要性から憲法改正を経て HarmoS協定に至る経緯と、基礎期(4歳から8歳の教育)への着目から義務化に至る経緯の2つの筋があることを示した。

第3に、義務化の政策意図については、幼児教育の重要性への着目、家族の多様化や移民の増加などの社会背景とともに、スイスの特徴でもある家族政策や保育政策の貧困、さらに教育制度上の特徴である幼児学校と小学校の接続の困難(選抜的性格による幼小の隔たり、特にドイツ語圏)が背景にあることを明らかにした。

第 4 に、義務化の論拠については、CDIP の各種報告書を手がかりに、1997 年報告書では基礎期の議論が中心であり義務化は課題とされており、2001 年報告書においても就学義務より基礎期による早くからの選抜の回避が主眼とされていたこと、それが 2003 年になると PISA の影響により義務化の議論が幼児学校の普遍化、機会均等の原則を論拠と

して重視され、最終的に 2006 年の報告書により機会均等の重視に基づく義務化の議論 として決着することを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

藤井 穂高、初等教育としての幼児教育 の今日的課題、フランス教育学会紀要、 査読無、29号、2016、9-18

藤井 穂高、スイスにおける幼児教育義 務化の経緯と論理 フリブール州を事 例として 、筑波大学教育学系論集、査 読有、40巻-2号、2016、1-15

<u>藤井 穂高</u>、諸外国における道徳教育の 状況 フランス、季刊教育法、査読無、 185 号、2015、62 - 65

Mari ARAKAWA, Vocational Education and Training System at Secondary Level: A Comparative Study of Switzerland, Germany and Japan, 5th Japanese-German International Conference "Family Policy in Aging", Vol.5, 2015, 15.

<u>藤井 穂高</u>、義務教育という幼児教育の 保障形態、教育制度学研究、査読無、21 号、2014、145 - 149

荒川 麻里、スイス連邦における憲法教育条項の改正と州間協定の現状、教育制度研究紀要、査読無、9号、2014、55-66

[学会発表](計2件)

Mari ARAKAWA, Vocational Education and Training System at Secondary Level: A Comparative Study of Switzerland, Germany and Japan, 5th Japanese-German International Conference, 2015.10.23, Tsukuba(Japan)

藤井 穂高、初等教育としての幼児教育 の今日的課題、フランス教育学会、 2015.9.5、山形大学(山形県山形市)

[図書](計0件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤井 穂高 (FUJII, Hodaka) 筑波大学・人間系・教授 研究者番号:50238531

(2)研究分担者

荒川 麻里 (ARAKAWA, Mari)白鴎大学・教育学部・准教授研究者番号: 20389696